

令和8年度沼津市U・I・Jターン就職推進事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

本事業では、本市が取り組む移住・定住施策や関係機関等と連携し、就労を希望する求職者に対する市内企業へのU・I・Jターン就職推進、人材マッチング支援策を実施するとともに、主に学生等と市内企業が接する機会を創出することで、企業主体で学生を選ぶ採用活動ではなく、学生から選ばれる企業を目指す採用活動を推進することで、将来の市内産業を担う人材の育成及び事業継続・発展を目指す市内企業の安定的な雇用の確保を図ることを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

- (1) U・I・Jターン就職等キャリア相談支援窓口の企画運営
- (2) 学生等と企業の交流会の企画運営

4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) U・I・Jターン就職等キャリア相談支援窓口の企画運営

「沼津市キャリアデザイン相談センター」を市内に設置し、市内企業への就職を希望する若年求職者を中心とした就職相談支援及び移住希望者等を対象としたU・I・Jターン就職支援について、移住・就職支援に関わる各機関と連携し、個々の相談に応じた市内企業への就職促進及び早期離職防止に対する相談支援を実施する。

ア 名称：沼津市キャリアデザイン相談センター

イ 対象：市内企業への就職を希望する若年求職者、移住希望者、市民等
相談者のうち、10名以上の市内企業就職を目標とする。

※令和7年度実績状況（令和7年12月末時点）

相談者：実人数48名、就職決定者：7名

ウ 実施期間：

- ・契約締結日から令和8年5月上旬までに開設、令和9年3月末まで平日通年実施。原則として祝休日・夜間の開所は要しないが、相談者の事情により柔軟に対応すること。
- ・開所時間は、10時から17時まで（月～金）
- ・相談場所については、委託者と協議すること。

エ 企画要件：

- ・相談料は無料とし、電話や窓口対面相談支援のほか、インターネットやSNS等を活用した経験豊富な相談員による相談支援や情報提供を行うとともに、市内企業への就職マッチングを高める支援策を講じること。
- ・職場におけるパワハラや労働相談にも対応し、適切な相談先を紹介することで早期離職防止や雇用の安定化に繋げるよう努めること。
- ・事業周知を関係機関と連携して行い、本センターを利用する相談者と市内企業とのマッチング機会の増加を図ること。
- ・移住・定住施策として本市ぬまづプロモーション課が実施する、「ぬまづ暮らしオススメ隊」の活動に参画し、移住施策関連事業と連携した相談支援を実施すること。
- ・本市が実施する沼津しごと応援事業と連携した相談支援を実施すること。
- ・委託者が相談員の派遣（市内に限る。）の要請をした場合、対応できること。
- ・関係機関と連携し、すべての相談者に対応すること。

※参考

- ・令和7年度実施沼津市キャリアデザイン相談センター（沼津市ホームページ）
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/fukushi/roudou/syurou/careerdesign.htm>
- ・ぬまづ暮らしオススメ隊（沼津市ホームページ）
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/osusumetai.htm>

(2) 学生等と企業の交流会等の企画運営

市内の中高生や、県内外に進学する大学生等に対して、市内企業と接する機会を創出し、市内企業との就職交流会を対面形式で開催する。本業務は、如何に学生等に情報を届け、集客するかを重視する。交流会は、企業担当者から企業説明や求人情報等を提供する一方的なコミュニケーションだけでなく、企業側の本音や社風、その他学生が知りたい情報が得られる企画等を本事業内に織り込む等、主に学生等が参加したくなるような企画の立案により、就職マッチング機会の創出・拡充を行い、市内企業の採用活動支援及び求職者の市内企業への就職促進を図る。

ア 対象者：(学生等) 市内中高生を含め、市内企業への就職やキャリア形成に向けて、企業や業界を幅広く研究することを望む学生及び求職者

(参加企業) 市内に本社若しくは事業所がある企業

イ 実施期間：令和8年11月5日（木）に開催すること。

ウ 企画要件

- ・プラサヴェルデキラメッセぬまづ多目的ホール（1/3分割）で開催すること。
- ・同日同会場で開催されるファルマバレーセンター主催「富士山麓産学官金連携フォーラム」及び静岡県東部の4つの信用金庫主催「富士山麓ビジネス商談会」と連携すること。
- ・市内の高校に周知すること。

- ・40社程度の企業を集めること。
- ・出展企業の業種が偏らないよう、求職者が興味を持てる新たな企業の開拓に努めること。
- ・委託者が雇用対策協定を締結している静岡労働局と連携し開催すること。
- ・本市主催の「労働福祉関連セミナー」と連携すること。
- ・周知方法は、具体的な方法を提案すること。その際、周知実績があれば記載すること。

(3) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 市が実施する就職支援サイト「ぬま job」や奨学金返還支援制度、移住・就業支援金等の就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。
 ※沼津しごと応援サイト「ぬま job」 <https://numa-job.net/homes>
- ⑤ 受託者は、本業務の実施にかかる一切の経費（会場使用料等）を含めること。
- ⑥ 本業務の実施に係る参加者からの電話での問合せに対応できる組織体制を有すること。

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、U・I・Jターン就職支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。
- (8) 電話で、随時連絡できる体制を整えること。

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

と。

(内容) 募集チラシ、現場写真、結果報告、参加者アンケート分析結果、その他関係資料

7 業務委託料の支払

委託者は、受託者から提出された完了報告書により、業務の執行を確認し、受託者からの適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

8 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾のうえ、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上の不測の事態

業務遂行上、不測の事態が発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。